



埼玉県報

第 663 号
令和 7 年(2025 年)
10 月 24 日
金曜日

目 次

告示

- 自衛官の募集に関する告示（地域政策課）
- 土壌汚染対策法の規定に基づく形質変更時要届出区域の指定（水環境課）
- 九郷阿保領用水土地改良区の定款変更認可（農村整備課）
- 草加都市計画事業八潮南部西一体型特定土地地区画整理事業の事業計画の変更（第 9 回）（市街地整備課）
- 鴻巣駅東口駅通り地区市街地再開発組合の解散認可（市街地整備課）
- 不在者投票を行うことができる施設の指定（選挙管理委員会）
- 公職選挙法に基づく個人演説会等施設の変更（選挙管理委員会）

正誤

- 埼玉県告示第 739 号中訂正（社会福祉課）

告 示

埼玉県告示第七百八十一号

自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第七十九号）第百十四条、第百七条第一項及び第百十八条の規定により、自衛官の募集について次のとおり告示する。

令和七年十月二十四日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 試験種目

第五回自衛官候補生試験

二 応募資格

イ 採用予定月の一日現在において年齢十八歳以上三十三歳未満の日本国籍を有する者。ただし、三十二歳の者にあつては、採用予定月の末日現在三十三歳に達していない者に限る。

ロ 自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第三十八条第一項各号に掲げる者に該当しないもの

三 応募者の受付

イ インターネットによる場合

自衛官募集ホームページ（<https://www.mod.go.jp/gsdf/jieikanbosyu/>）において受け付ける。

ロ 郵送又は持参による場合

各市役所、各町村役場並びに自衛隊埼玉地方協力本部及び各地域事務所において受け付ける。

四 募集期間

令和七年十月三十日（木）から令和七年十一月二十七日（木）まで

五 試験科目

イ 筆記試験（国語、数学、地理歴史、公民及び作文）

ロ 口述試験

ハ 適性検査

ニ 身体検査

ホ 経歴評定

六 試験期日

イ 筆記試験及び適性検査（Web試験方式）

令和七年十二月七日（日）

ロ 口述試験及び身体検査

令和七年十二月十三日（土）から同月十四日（日）までの間の一日を指定

七 試験場の位置及び名称（口述試験及び身体検査）

イ 埼玉県さいたま市北区日進町一―四〇―七

陸上自衛隊大宮駐屯地

ロ 埼玉県熊谷市拾六間八三九

航空自衛隊熊谷基地

八 採用予定時期

令和八年三月下旬から同年四月上旬のうち指定する日

九 自衛隊埼玉地方協力本部及び各地域事務所の位置及び名称

イ 埼玉県さいたま市浦和区常盤四丁目十一番十五号浦和地方合同庁舎三階

自衛隊埼玉地方協力本部

（電話〇四八―八三一―六〇四三）

（ウェブページ）<https://www.mod.go.jp/pco/saitama/>

（電子メール）hql-saitama@pco.mod.go.jp

ロ 埼玉県さいたま市大宮区桜木町二丁目三百七十六番地MS―1ビル二階

自衛隊埼玉地方協力本部さいたま地域事務所

（電話〇四八―六五一―二四二〇）

ハ 埼玉県所沢市西所沢一丁目九番十九号鹿島屋ビル三階

自衛隊埼玉地方協力本部入間地域事務所

（電話〇四―二九二三―四六九一）

ニ 東京都練馬区大泉学園町陸上自衛隊朝霞駐屯地内

自衛隊埼玉地方協力本部朝霞地域事務所

（電話〇四八―四六六―四四三五）

ホ 埼玉県熊谷市筑波二丁目九十八番地駅前パールビル二階

自衛隊埼玉地方協力本部熊谷地域事務所

（電話〇四八―五二二―四八五五）

ヘ 埼玉県秩父市大野原四百九十一番地一関東森林管理局埼玉森林管理事務所内

自衛隊埼玉地方協力本部秩父地域事務所

（電話〇四九四―二二―六一五七）

告 示

埼玉県告示第七百八十二号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

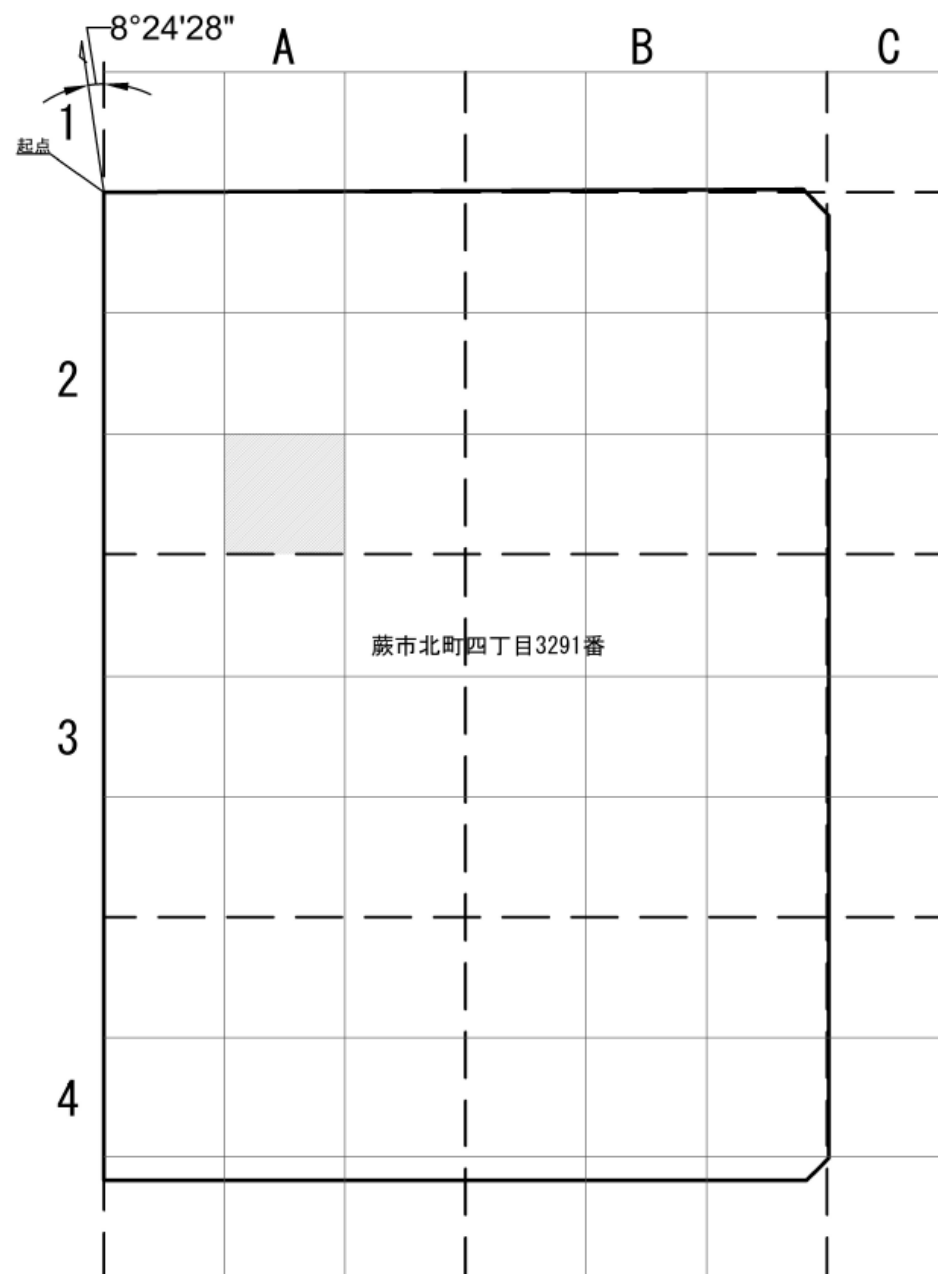
令和七年十月二十四日

埼玉県知事 大 野 元 裕

一 形質変更時要届出区域

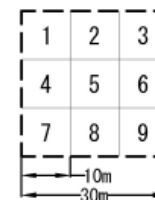
別図のとおり（埼玉県蕨市北町四丁目三千二百九十一番の一部）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類
鉛及びその化合物



凡例

- 敷地境界及び地番境界
 ■ 形質変更時要届出区域
 -- 30m格子
 — 単位区画
- | | |
|---|---|
| 1 | 2 |
| 4 | 5 |



【起点】

起点は蕨市北町四丁目3291番の最北端とした。

【格子の回転角度】

起点を支点として、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線を右に $8^{\circ} 24' 28''$ 回転させて得られる線により、調査対象地を区画した。

告 示

埼玉県告示第七百八十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を令和七年十月十七日認可した。

令和七年十月二十四日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 名称

九郷阿保領用水土地改良区

二 事務所の所在地

埼玉県児玉郡神川町

告 示

埼玉県告示第七百八十四号

土地区画整理事業の事業計画を変更したので、土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第五十五条第十三項において準用する同条第九項の規定により公告する。

令和七年十月二十四日

埼玉県知事 大 野 元 裕

一 施行者の名称

埼玉県

二 事業施行期間

平成九年五月九日から令和十七年三月三十一日（清算期間五年を含む）

三 施行地区

埼玉県八潮市大字伊勢野、大字大瀬、大字古新田、大字圀、大字大原及び大字

大曾根の各一部

四 土地区画整理事業の名称

草加都市計画事業八潮南部西一体型特定土地区画整理事業

五 事務所の所在地

埼玉県八潮市大字中馬場五十二番地二

埼玉県八潮新都市建設事務所

六 事業計画の決定の年月日

平成九年五月九日

七 変更の年月日

令和七年十月二十四日

告 示

埼玉県告示第七百八十五号

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第四十五条第四項の規定により、鴻巣駅東口駅通り地区市街地再開発組合の解散を認可したので、同条第六項の規定により公告する。

令和七年十月二十四日

埼玉県知事 大 野 元 裕

告 示

埼玉県選管告示第五十三号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項
第二号（他の政令において準用し、又は例による場合を含む。）の規定による不在者
投票を行うことができる施設を次のとおり指定した。

令和七年十月二十四日

埼玉県選挙管理委員会委員長 長 峰 宏 芳

種 別	施設の開設主体及び名称	所 在 地
老人ホーム	株式会社さわやか倶楽部 さわやかしらおか館	埼玉県白岡市小久喜九百 四十八番地一

告 示

埼玉県選管告示第五十四号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百六十一条第一項第三号の規定に基づく個人演説会等施設について、さいたま市選挙管理委員会から次のとおり所在地及び収容人数の変更があった旨の報告があった。

令和七年十月二十四日

埼玉県選挙管理委員会委員長 長 峰 宏 芳

施設の名	所 在 地	管 理 者	収 容 人 員
（新）埼玉 県産業文 化センタ ー	埼玉県さいたま市 大宮区桜木町一丁	公益財団法人 埼玉県産業文 化センター	大ホール二千五百五人 （新）小ホール四百九十六人 国際会議場百八十人
（旧）大宮 ソニック シティ	目七番地五		（旧）二千五百五人

正 誤

埼玉県告示第七百三十九号（令和七年九月三十日発行第六百五十六号）中訂正

ページ	表中	行
一	サービスの種類	前から三及び七

誤

通所リハビリ テーション	居宅療養管理 指導	介護予防訪問 看護	介護予防訪問 リハビリテー ション
-----------------	--------------	--------------	-------------------------

正

居宅療養管理 指導	介護予防訪問 看護	介護予防訪問 リハビリテー ション
--------------	--------------	-------------------------